

# 確認検査業務手数料

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

建築物		手数料の額(単位:千円)		
		建物の用途等		
		第1類	第2類	第3類
床面積の合計	100㎡以内のもの	47	36	55
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	75	48	87
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	102	72	117
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	185	125	212
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	220	180	264
	2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	484	254	550
	3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	484	300	550
	4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	484	350	550
	5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	660	400	770
	6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	660	440	770
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	660	460	770	

(注)第1類:工場・車庫・市場・倉庫等

第2類:一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館

・観覧場・研究所・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類:銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館

・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

別表第2 建築物に関する中間検査申請手数料（第5条関係）

建築物		手数料の額(単位:千円)		
		建物の用途等		
		第1類	第2類	第3類
床面積の合計	100㎡以内のもの	28	22	32
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	39	32	44
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	52	43	60
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	86	70	98
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	118	97	132
	2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	192	127	216
	3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	192	147	216
	4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	192	156	216
	5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	264	180	300
	6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	264	200	300
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	264	216	300	

(注)第1類:工場・車庫・市場・倉庫等

第2類:一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館

・観覧場・研究所・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類:銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館

・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

別表第3 中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:千円)					
	建物の用途等					
	第1類		第2類		第3類	
	省エネ		省エネ		省エネ	
100㎡以内のもの	28		22		32	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	39		32		44	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	55		44		62	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	92		75		104	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	120		100		132	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	192	269	125	175	216	302
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	192	269	145	203	216	302
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	192	269	156	218	216	302
5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	288	403	186	260	324	454
6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	288	403	206	288	324	454
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	288	403	228	319	324	454

(注)第1類:工場・車庫・市場・倉庫等

第2類:一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館  
・観覧場・研究所・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等第3類:銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館  
・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

別表第4 中間検査を行った建築物以外の建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位:千円)					
	建物の用途等					
	第1類		第2類		第3類	
	省エネ		省エネ		省エネ	
100㎡以内のもの	31		25		36	
100㎡を超え 200㎡以内のもの	42		33		48	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	57		46		66	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	94		76		108	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	132		108		144	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	216	302	138	193	252	353
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	216	302	163	228	252	353
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	216	302	180	252	252	353
5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	312	437	210	294	360	504
6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	312	437	235	329	360	504
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	312	437	252	353	360	504

(注)第1類:工場・車庫・市場・倉庫等

第2類:一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館  
・観覧場・研究所・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等第3類:銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館  
・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

別表第5 工作物に関する確認申請手数料（第3条・第4条関係）

工作物		確認申請手数料(単位:千円)
令138条 第1項	工作物を築造する場合(第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。) ((高さ6メートルを超える煙突)、(高さ15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの)、(高さ4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの)、(高さ8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの)、(高さ2メートルを超えるもの))	18
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B C以外の者から受けている場合	18
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B Cから受けている場合	9
	E B Cが確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更して工作物を築造する場合	9
令138条 第2項	同項第1号に規定する工作物の場合(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	21
	同項第2条(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は4メートル以下のもの	21
	同項第2条(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は4メートルを超えるもの	36
令138条 第3項	同項各号に規定する工作物	

別表第6 建築設備に関する確認申請手数料（第3条・第4条関係）

建築設備		確認申請手数料(単位:千円)
建築設備 〔小荷物専用 昇降機を除く〕	建築設備を設置する場合〔次の各号に掲げる場合を除く。〕	21
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B C以外の者から受けている場合	21
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B Cから受けている場合	12
	E B Cが確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合	12
小荷物専用 昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合〔次の各号に掲げる場合を除く。〕	9
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B C以外の者から受けている場合	9
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をE B Cから受けている場合	7
	E B Cが確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	7

別表第7 工作物に関する中間検査・完了検査手数料（第6条・第9条関係）

工作物		中間検査申請 手数料(単位:千 円)	完了検査申請手数料(単位:千円)			
			中間検査合格書 を受けたもの	左記以外の場合		
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物	21	20	21		
令138条第2項	同項第1号に規定する 工作物の場合(乗用 エレベーター又はエス カレーターで観光のた めのもので(一般交通の 用に供するものを除 く。))	一の申 請に係る 設置数	6以上	19	18	19
			2以上 5以下	20	19	20
			1	21	20	21
令138条第2項	同項第2条(ウォーターシュート、コース ターその他これらに類する高架の遊戯施設) 及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、 オクトパス、飛行塔その他これらに類する 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用 するもの)に規定する工作物で投影面積 が10平方メートル以下のもの又は4メー トル以下のもの	27	25	26		
	同項第2条(ウォーターシュート、コース ターその他これらに類する高架の遊戯施設) 及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、 オクトパス、飛行塔その他これらに類する 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用 するもの)に規定する工作物で投影面積 が10平方メートルを超えるもの又は4メー トルを超えるもの	55	50	51		
令138条第3項	同項各号に規定する工作物					

別表第8 建築設備に関する中間検査・完了検査手数料（第7条・第10条関係）

建築設備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	中間検査申請手 数料	完了検査申請手数料(単位:千円)	
			中間検査合格書 を受けたもの	左記以外の場合
建築設備 (小荷物専用昇 降機を除く昇降 機)	10以上	25	25	27
	6以上9以下	26	26	28
	2以上5以下	27	27	30
	1	31	28	31
昇降機以外の 建築設備	6以上	—	26	28
	2以上5以下	—	27	30
	1	—	28	31
小荷物専用昇 降機	6以上	16	16	16
	2以上5以下	18	18	18
	1	19	19	19

別表第9 仮使用認定申請手数料(第9条関係)

床面積の合計 ※1	手数料の額(単位:千円) ※2
100㎡以内のもの	52
100㎡を超え 200㎡以内のもの	63
200㎡を超え 500㎡以内のもの	85
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	132
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	182
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	248
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	290
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	335
5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	380
6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	416
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	434

(注)※1 床面積は、仮使用認定申請に係る部分の床面積とする。

※2 書類審査及び現場検査費用を含みます。

なお、東京都23区以外の地域の現場検査には、別途出張費がかかります。

別表第10 ルート2構造審査手数料(第2条関係)

床面積の合計 ※1	手数料の額(単位:千円) ※2
100㎡以内のもの	100
100㎡を超え 200㎡以内のもの	
200㎡を超え 500㎡以内のもの	
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	125
2,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	150
3,000㎡を超え 4,000㎡以内のもの	
4,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	
5,000㎡を超え 6,000㎡以内のもの	
6,000㎡を超え 8,000㎡以内のもの	
8,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	

(注)※1 床面積は、床面積とする。

別表第11 適合性判定法適合確認手数料(第2条関係)

構造適合性判定手数料	手数料の額(単位:千円)
1棟	10
省エネ適合性判定手数料	手数料の額(単位:千円)
1棟	10